

教育と訓練をめぐる専門分野分類再考：第三段階教育の学術性と職業性

吉本，圭一
九州大学大学院人間環境学研究院教育社会計画学講座：教授

<https://doi.org/10.15017/2230704>

出版情報：大学院教育学研究紀要. 21, pp.25-44, 2019-03-29. 九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門
バージョン：
権利関係：

教育と訓練をめぐる専門分野分類再考

— 第三段階教育の学術性と職業性 —

吉 本 圭 一

1. 研究の目的

本稿の目的は、現代日本の第三段階教育／高等教育の中長期的な課題とされる、学位・資格の国際通用性をめぐって、今日の学部学士課程段階における学位の種類と分野ならびに学部名称の展開過程、学術研究の分野構造の変遷過程を辿ることで、これらが果たして国際的な標準分類に対応するものとなっているのかを検討する。そうした検討を踏まえ、特に高等教育における人材養成と職業教育の観点の重要性を確認し、国際的な通用性のある統合的な教育と訓練の分類の可能性、国際的に通用する質保証のあり方について考察していく。

ここでの〈教育と訓練〉分野構造とは、教授する専門知識・技能の体系としての〈学術〉の分野構造の対応関係を持つとともに、人材養成の目的としての進路先の〈職業や産業〉の構造との対応関係を意識しながら形成されていくものである。すなわち、〈教育と訓練〉、〈学術〉、〈職業と産業〉の三者の分野・領域の構造が、一定の相互参照的な関係をもちながら変容・形成されていくべきものである。本稿は、特にこうした関係性が密に求められる第三段階教育に焦点をあて、各分野構造の相互参照や発展を把握する。

〈教育と訓練〉の分類構造は、究極的には、学修成果における共通性や差異性をもとに参照・整序するものである。それは、今日多くの海外諸国が開発導入している国家学位資格枠組(National Qualifications Framework)の日本版モデル開発において、不可欠な要素となると想定されるものである。

2. 第三段階教育における学位・資格の可視化の課題

2-1. 中教審「グランドデザイン」にみる学位・資格への注目

2018年11月に提出された中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」では、「Ⅱ. 教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—」において「学位等の国際通用性の確保」に関して、次のように言う(中教審2018, 18頁)。

学士の学位の名称が約700種類にまで増加していること等を踏まえ、学位の専攻分野の

名称は、修得する学問の本質に従って定めるという考え方を徹底する。その上で学位プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針にどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載すること等の取組を促進する。また、全国の大学が付与する学位の専攻分野の名称に関する状況について、可視化の方策を検討する。

すなわち、学位の名称が多くの種類にわたっているために可視化の方策の検討が必要であると提言しているとまとめられる。またその意義として、国際通用性にとどまらず、ひろく学修成果にもとづくディプロマポリシーをもとにした質保証の課題に繋がっていることがわかる。

2-2. 学問の本質とは

学位の名称を、修得する「学問の本質」に従って定めるという考え方は当然のこととして、その徹底が求められているが、果たして「学問の本質」とは何であるのか。また、学位の名称は、「学問の本質」に沿うことで可視化していくのだろうか。制度としての「学問」について、その生成展開過程を論じた中山（1974）、山田・塚原編（1986）、山田（1995）などの科学社会学の研究によれば、学問の制度化過程とは、一定範囲の学問パラダイム（問いと答え方の様式）が、その支持集団としての学会や研究組織の形成と相乗的に形成されるものである。典型的には、教科書と講座などが教育制度や組織内に位置づけられ、そうした制度ならびに学会等を含めて教育研究を行う専門的職業集団の再生産へと展開する。また、いくつかの「学問」分野については、家政学の制度化を検討した木本（2005）や阿部（2001）などが指摘するように、教育制度・組織が先行し、学問パラダイムが自覚的な追従運動を通して形成されていくことで制度・組織が補強されていくという逆の展開過程もみられる。

すなわち、大学等の第三段階教育においては、学問ディシプリンと教育組織との間に相互依存的な関係があることが確認できる。それ故、教育組織の学位プログラムの集大成として表現される学位の分類を、学問ディシプリンによって集約していこうとする中教審の指摘には一定の理解が得られる。しかし、教育と教育組織は学問ディシプリンのみによって形成されるものではないことも、あらためて確認される必要があろう。

むしろ、教育組織には、人材養成という本来の目的があり、その人材養成目的にかかる利害を共通にする教育組織、集団が形成されている。とりわけ、職業選択への制約条件となる国家資格の領域については、国家がその専門的人材養成のための教育課程の満たすべき要件を規定し、利害関係者団体がその要件の策定・調整過程に参画する。これが、学問ディシプリンと教育組織の分類の基準となっていく。

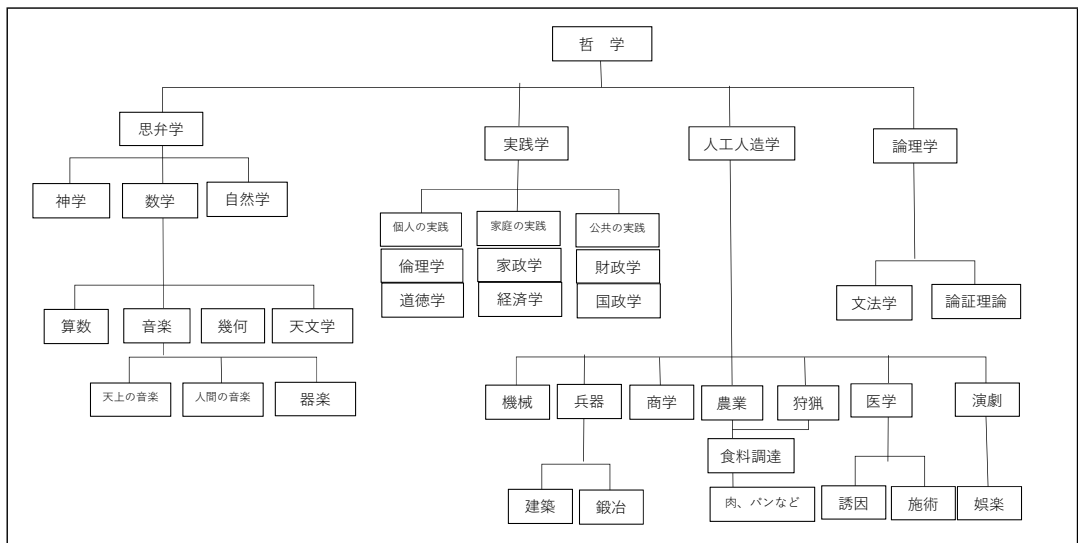
「学問」という用語が、1872年の学制序文、いわゆる「學事獎勵ニ關スル被仰出書」で用いられた際には、「學問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ學ハスシテ可ナランヤ」と規定されている。現代的には、学問は、教育において語られる場合には、立身（あるいは社会的・職業的自立）のための財本（あるいは人的資本）と理解することができる。

また、そこまで遡らなくても、2009年の大学設置基準等の改正（2009年第二条の二追加，2010年第二条に繰上・一部改正）により、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」となっており、この単位が「学位プログラム」として理解されるのである。

その意味で、「学問の本質」を狭義に「学術ディシプリン」として理解すれば、それは、教育組織の集大成である学位の構造を可視化するための一側面にすぎないのであって、教育と人材養成の観点からの検討が不可欠ということになる。他方で、「学問の本質」そのものに、教育と人材養成の観点まで含まれているのであれば、学位・資格が、学術と人材養成の両方の観点、さらにいえばその相互参照にもとづいて探究されるという意味で、「学問の本質」に従って定められるというのは適切な理解と考えられる。

2-3. 学問の体系の起源

学問の本質が、その知識・技能の特徴であるところの「問いと答え方の様式」としての学術ディシプリンにとどまらないことは、欧州における学問形成の源流を辿ってみても明らかである。図1は、12世紀にフーゴの提起した学問の体系（阿部1997）であり、思弁学や論理学と並んで、実践学、人工造学が配列されている。思弁学と論理学には、大学のリベラル・アーツのモデルとされる自由七科（文法、修辞学、論理学の三科、算術、幾何、天文学、音楽の四科）が含まれている。今日の日本の学問・学位の体系として課題となる音楽はその重要な要素であり、実践学と人工造学にも、家政学等の日本で明確に位置づけを得られていない分野を含んでいることが注目される。



注) 阿部 (1997) 79頁より引用

図1 中世欧州の学問の体系の一例（フーゴによる）

2-4. 学位・資格の国際通用性と東京規約

学位・資格の国際通用性への課題は、累次の中教審で議論されてきたものであり、中教審（2008）「学士課程教育の構築に向けて（答申）」では、「第2章 学士課程教育における方針の明確化」「第1節 学位授与の方針について～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学修成果の達成を～」のなかで、大学に期待される取り組みとして「学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める」こと、また、国によって行われるべき支援・取組として「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」としている。この課題認識は、OECD編／森利枝訳（2009）におけるOECDによる第三段階教育政策レビューにおいて、日本の第三段階教育の多様性という長所とその舵取り不在の短所を指摘したものに関わっているが、国の政策として、この10年余の間に、状況はどれほど改善しているかは、各界での改革動向を検討してみよう。

ともあれ、今次の中教審（2018）では、喫緊に対策すべき課題が生じている。すなわち、先述の「学位の種類が多様化」の直後につづいて言及されている「ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（以下「東京規約」という。）」の運用から国際化対策が具体・直接に要請されることになった。「東京規約」では、締約国は、資格の内容に「実質的な相違がない」限り、「①高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）、②部分的な修学（単位等）、③高等教育の学位・資格等について、他の締約国が付与した高等教育の学位・資格等を承認又は評定」することになっている。ここで、高等教育として、現在その範囲となっているのはすべての高等教育機関の授与する学位・称号等や単位であり、現時点での公表資料等では、大学、専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専門学校（農業大学校を除く）、国立看護大学校・職業能力開発総合大学校・水産大学校の各省庁所管大学校が列記されている。相互に「実質的な相違がない」学位プログラムや単位等の学位・資格等を、加盟国が相互に認証していくという「東京規約」の目的を実現するために、高等教育の学位・資格のレベルや分野についての一定の標準的な基準、枠組みが求められるのである。

2-5. 第三段階教育の多様な発展と大学セクター・非大学セクターの統合的分野分類への課題

東京規約の範囲として、ほぼすべての高等教育ないし第三段階教育が含まれ、認定すべき資格としてすべての学位・称号等、単位等が含まれている。先進諸国の第三段階教育（tertiary education）は、それぞれにマス化、ユニバーサル化を経験しながら、量的な拡大を遂げ、またそのシステムの内部で質的な多様化が進んでいる。大学セクターの拡大に並行して、1960年代以後に各国でそれぞれ非大学型セクターが登場した。

日本では短期大学、高等専門学校、専門学校などがそれに相当し、米国のコミュニティ・カレッジ、ドイツの専門大学（Fachhochschule）、英国のポリテクニクや継続教育カレッジ、フランスの工業短期大学部（IUT）やりせ専攻科上級技師コース（STS）、オランダのHBO、オーストラリアのTAFE、韓国の専門大学などと並行して、第三段階教育は機関・プログラムの多様化を伴って、複線

型モデルを形成しながら拡大・発展してきた。

新たなセクターは、多く学術的研究的機能よりも職業実践的な教育機能に特化して開設されているが、その制度の定着・確立につれて、特に1960年代に創設された第一世代のグループは、学術的研究的機能を一層強化し、あるいは学士号授与機関への変容を辿っていく。英国では1992年にポリテクは大学へと昇格し、フランスのIUTも2年制から3年制となり学士学位相当のプログラムとしての位置づけを獲得し、またオランダのHBO、ドイツのFachHochSchuleなど非大学型プログラムとしての制度的位置づけを改訂し、大学と同等の学士・修士プログラムを提供する機関としてアイデンティティの再定義が進められている。

日本の短大、高専においても、それぞれ学士号に繋がる専攻科を設置し、高専は本科と同等以上に専攻科を重視し、短期大学は準学士の称号を短期大学士という学位へと制度的位置づけの変更を進め、個別機関単位での四年制大学への移行を進めた。これらは、非大学型第一世代 (Teichler2008) による「学術領域への接近 (academic drift)」として国際的に言及される一般的な現象である。

他方で、その後成立する第二世代の非大学型セクターは、英国の継続教育カレッジやドイツの職業アカデミーなど従来の伝統的大学がカバーしない教育訓練分野を守備範囲としながら展開するものが多く、学士号授与機関としての高度化や社会的承認に関しての課題を抱えるものも多い。日本では、専門学校的一条校化にむけての検討はまだ十分な成案を得ないままに留まっている。

大学セクターにおいては、大学制度の枠内にとどまらない学際的な研究が広がり、ギボンズら (1997) の知的生産のモード論の重要なテーマでもあるが、また教育においても、インターンシップなど大学と職業・産業・地域などの現場への接近・往還の動きがある。これらは大学型セクターの「職業領域への接近 (vocational drift)」としてまとめられ、既存の学術的な分類に包含されにくい機関やプログラムも広がりつつある。

2019年から発足する専門職大学では、こうした専門的教育訓練分野に係る議論は十分になされていない。しかし、新たな高等教育の専門的教育訓練分野として、従来の大学の守備範囲に収まらないものを想定している以上、またそれらにおいて「大学としての教育研究機能」を要求していく以上、教育訓練分野の再編成が必要となり、また学術の分野分類との対応関係の検討が急務となるのである。

2-6. 学位・資格における学術性と職業性の相互参照

学位の可視化とは、学位の根拠となる「学位プログラム」の可視化である。「学位プログラム」には、特定のカリキュラムや組織的な教育指導にもとづいて、到達目標とされる「学修成果」(知識・技能等)を修得させること、またそれをもって目的とする人材養成を適切に進めることを明記し、外部社会から可視的なものになっていくことが求められている。

九州大学第三段階教育研究センターでは、文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」ならびにその継承事業において、2013年度から受託研究開発事業 (<https://rteq.kyushu-u.ac.jp/index.html>) を通して、日本の教育と訓練のすべての学位・資格の体系に適用される学修成果として、「知識」「技能」「態度」「応用(知識・技能・態度の現場の文脈への適用)」と

いう各レベル共通の4次元（タキノソミー）を設定することが可能であるとの取りまとめを行い、図2のように、異なる教育と訓練の段階で適用可能な学修成果とコンピテンシーのマトリクスのひな型を設定した（吉本編2019）。

【教育】 学位・資格の レベル	学修成果－職業コンピテンシー				【職業】 各レベルの目標 となる職業的役 割
	知識	技能	態度	応用 (現場の 文脈)	
6 ○○	○○○○	○○○○	△△△△ ○○○○	△△△△ ○○○○	□□□□
5 ○○	○○○○	○○○○	△△△△ ○○○○	△△△△ ○○○○	□□□□
4 ○○	○○○○	○○○○	△△△△ ○○○○	△△△△ ○○○○	□□□□
3 ○○	○○○○	○○○○	△△△△ ○○○○	△△△△ ○○○○	□□□□

図2 学修成果とコンピテンシーのマトリクス・モデル

九州大学第三段階教育研究センターの受託研究開発事業においては、さらに、これを<一般的な日本の労働市場モデルが適用されるビジネスの領域>、<今日の技術革新の顕著なITの領域><国家資格にかかる保育の領域ならびに保健・介護等のコメディカルな領域>、<観光、ならびに食・調理などのホスピタリティ領域>、<服飾・アート・アニメ等までふくめたデザインの実践的な文化領域>の文脈に適用してマトリクス策定を行い、さらに、機関調査、卒業生調査等によって各記述語（descriptors）のレベル設定の適切性をラッシュモデル等での検証を試みている（吉本編2018）。

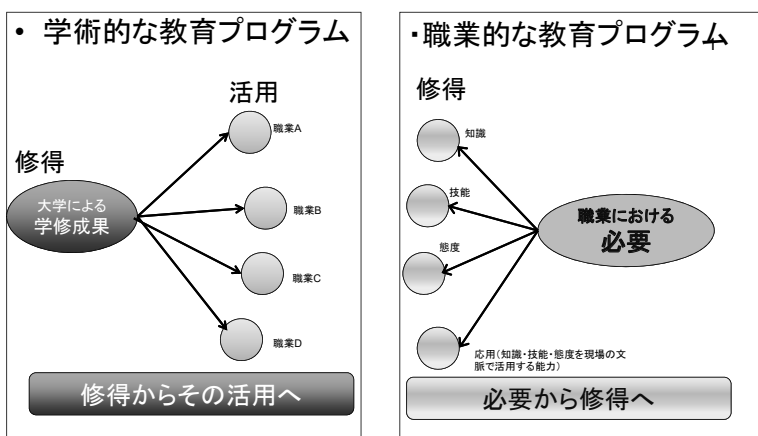


図3 学術型と職業型における学修成果とコンピテンシーのベクトル

この検討における重要な観点は、図3のように、教育の分野とその学修成果を、ベクトルの異なる学術的なアプローチと職業的なアプローチをどのように組み合わせるかということである。専門分野によっては医学などの国家資格領域のように養成すべき人材像が規定されている職業教育型の分野もあれば、人文・社会科学系学部など、広範囲の進路、職業的活躍が想定されるため、学術の体系にもとづいた知識技能等を修得し、それを進路先の現場で活用するという学術的なモデルも想定される。実際には、この両側面がさまざまなバランスで組み合わせられたものが第三段階教育のプログラムとなるのである。

3. 学位・資格と教育の分野構造

3-1. 学位に付される専攻分野の名称の多様化

この学位等の可視化については、国際的な課題にとどまらず、国内的にも質保証の観点から喫緊の検討が求められている。同答申の資料によれば、2017年時点での学士学位に付される専攻分野の名称は723種類（中教審2018）となっている。これは2018年段階での国内学部数2,564（学校基本調査2018年）と比較してみると、同一の専攻分野の名称にかかる提供学部数の平均が3.5学部であり、また、2010年度の段階で一大学のみで授与される独自の名称が6割近い（日本学術会議2014）という状況が報告されている。

3-2. 学位・資格の多様化と学部名称の多様化の連動

学士学位に付される専攻分野の名称数は700を上回るが、その上位の分類に相当するものとして学位の分野がある。分野については、文部科学省告示第39号「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（2003）で規定されている通り、学士学位については、博士、修士とも共通に、表1のように17分野があり、その後導入された短期大学士においては、その17分野の中から獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係を除く13分野で構成されている（表1参照）。先の700種類という多様化も、一見この17分野という共通の大分類の中での細分化として位置づけることもできそうである。ちなみに、この種類・分野についてはこれまでに制度変更はなされていない。

また、学位の専攻分野の多様化は、大学学部の種類の多様性を反映するものでもある。2018年の学部名称は456（学校基本調査2018年版報告書による）にのぼり、同一学部名称を用いるのは平均すると5.6大学となっている。

あらためて、この学位の動向と学部名称の変遷の課程を検討してみると、まず学部数では1949年の新制大学発足期には学部名称として「○学部」と○に一文字の漢字の入る一文字学部は、「法学部」「文学部」「神学部」「商学部」「理学部」「工学部」「農学部」「薬学部」「歯学部」「医学部」の10種類、その他も含めて47種類の学部名称が用いられ、新制学校制度がスタートしている。吉本（2002）は、文教協会の大学一覧等をもとに

表1 学士および短期大学士の分野

1 文学関係	10 医学関係
2 教育学・保育学関係	11 歯学関係
3 法学関係	12 薬学関係
4 経済学関係	13 家政関係
5 社会学・社会福祉学関係	14 美術関係
6 理学関係	15 音楽関係
7 工学関係	16 体育関係
8 農学関係	17 保健衛生学関係
9 獣医学関係	

注）分野9,10,11,12は学士のみの分野、他の13分野は学士、短期大学士の共通の分野

出所：平成15年文部科学省告示第39号（別表第1）より抜粋作成

2000年までの学部名称の動向を検討しているが、学部名称は、1950年から1990年までの40年間で59の学部名称が追加されており、毎年1ないし2に留まっていたことがわかる。他方1991年から2000年までの10年間で105学部名称の追加となり年間10の学部名称増加のハイペースになっていた。これを2018年まで伸ばしてみると、その後の18年で350程度、つまり年間20のペースでの増加となっており、この加速度的な拡大は高等教育の規模拡大がつづく間とどまることがなかったことが分かる。

明確な節目は1991年の大学設置基準大綱化等であり、これを境にして急速に同じ大学セクターにおける多様化が進む。1991年以前は、大学はマス化・ユニバーサル化と急速な量的拡大を遂げているが、学部名称で考える限り、標準的モデルの量的拡大であったと考えられる。すなわち、大学設置基準等の基準性が強く、既設・先行大学の代表的な学部名称になるべく整合するよう組織編成を行うことが質的保証の基本的考え方であり、過去の学部名称が、その参照基準となっていたと見られる。その意味で、一定範囲で共通の教育が想定され、いわば「公共財」としての基準設定がなされていたといえることができる。他方で、後発大学が既存学部との共通性を強調しすぎるのは大学間の学生募集等の競争において必ずしも得策ではなく、大学設置基準の大綱化は、こうした既存・先行大学の枠組みの強制力からの解放と考えることもできる。

学士（1990年までの称号ならびにその後の学位）に付記される専攻分野の名称もまた、同様の展開を辿っている。1991年の大学設置基準等の大綱化と連動して改正された学位規則によって、それまで大学を卒業したものに対する称号であった「学士」を法令上、学位として位置づけるとともに、文学士など〇〇学士と称されていた29種類の学士の種類を廃止した。日本学術会議（2014）によれば、大綱化から3年後の1994年には学士に付記される専攻分野名称は250種類と8.6倍に拡大し、中教審（2008）が警鐘を鳴らした時にはすでに、2005年現在で約580種類にのぼり、2017年時点で723種類に拡大しているのである。

繰り返しになるが、2010年の大学評価・学位授与機構調査によれば、一大学のみで利用されている独自の名称も6割近くにはのぼっていたという。現在の大学改革支援・学位授与機構では、学位のうちで学士・修士・専門職学位・博士の授与にかかる付記される名称の状況を例年調査している。2017年調査の調査概要では、学科系統（中分類）ごとの集計が示されている。そこで、学士に注目すると、学士（文学）は、人文科学（大分類）で集計すれば357学科等で授与されている。他方、社会学や教育学関係を含めて、他の大分類に分類される27学科等で学士（文学）が授与される。文学は学科領域としての凝集性が高い分野であるが、その分野でも一定の他分野の学部学科での学位授与が為されている。このことをもって問題であるという指摘ではないが、学士（文学）にどのような共通性があるのか、そこで当該学問の本質や学修成果等の検討が必要となるのであるが、それがどこまでの関係者や社会一般に通用するものになっているのか、国際通用性以前にそうした問題が問われる必要がある。また、学士学位の17分野という、そもそも制度として設定されている範囲での実態も正確に情報の集約や開示がなされていないことなど、政策科学的な研究課題は多く残されているというべきであろう。

4. 学術の体系から教育と訓練の分類へ

4-1. 科学研究費の審査にかかる分野構造の変転

「学問の本質」について、学問・学術の体系からの検討を行う場合に、関係する団体・組織として、日本学術振興会と日本学術会議の取組みを検討する必要がある。日本学術振興会は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」推進のための「競争的研究資金」について、ピア・レビューによる審査を経て研究助成を行う組織である。今日、毎年10万人の学術研究者からの課題応募、2,200億円以上の予算を配分する大学関係の最大の研究資金である科学研究費等の配分に関わり、またその制度の仕組みを設定している。科学研究費の在り方、特に審査システム等については、科学技術・学術審議会等からの多様な提言が提起され、定期的に改訂等もなされている。特に2016年には、「系・分野・分化・細目表」という審査の基本となる分類（細目数321）を改訂し、2018年公募から適用されている「小区分・中区分・大区分」（小区分数306）という審査区分への変更を行っている。

特に、この改革は、従来の細目表が「大学の学科や学会の分野など」という教育組織の分類にもとづくものでもなく、「学術の分類」を示すものでもなく、ピアレビューの適切な審査の単位を設定しているものである。以後「審査区分」として用いることにしたと説明されている。表2には審査区分の大区分・中区分の分類表を提示している。ここで提示されていないもう一つの特徴は、これまでの既存の学問分野体系（「人文社会系」、「理工系」、「生物系」の3系列）に収まりきれない分野のために設定されていた「総合系」が廃止されている点である。各「〇〇系」の中に設定されていた「総合〇〇」も同様に廃止されている。従来、情報学、環境学などの規模の大きな領域から、複合領域として位置づけられた生活科学や子ども学、脳科学、などの19分科54細目総合人文社会として位置づけられたジェンダー、観光学3細目総合理工14細目総合生物11細目などが、それぞれ関連する大区分・中区分・小区分等の中に納められ、場合によって複数区分のいずれに応募することも可能な制度となっている。

科研費審査システムの今回の改革については、これが学問の体系というわけではないという点が「区分」という表現でくりかえし強調されている。審査は応募状況によって効率的に組織される必要があり、その意味で学問の問いと答え方の様式としての学術ディシプリンが、場合によって複数合わせて、それぞれの学術ディシプリンの関係者が審査に加わることで適切かつ効率的なピアレビューを進めることを目的としている。このため、小区分・中区分については「〇〇学およびその関連分野」という記述がなされているが、表2のとおり大区分には区分の名称はつけられていないのである。

表2 科研費審査区分（大区分・中区分）

大 区 分 A	中区分1：思想、芸術およびその関連分野	大 区 分 E	中区分32：物理化学、機能物性化学およびその関連分野	
	中区分2：文学、言語学およびその関連分野		中区分33：有機化学およびその関連分野	
	中区分3：歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野		中区分34：無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野	
	中区分4：地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野		中区分35：高分子、有機材料およびその関連分野	
	中区分5：法学およびその関連分野		中区分36：無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野	
	中区分6：政治学およびその関連分野		中区分37：生体分子化学およびその関連分野	
	中区分7：経済学、経営学およびその関連分野		大 区 分 F	中区分38：農芸化学およびその関連分野
	中区分8：社会学およびその関連分野			中区分39：生産環境学およびその関連分野
	中区分9：教育学およびその関連分野			中区分40：森林園科学、水圏応用科学およびその関連分野
	中区分10：心理学およびその関連分野			中区分41：社会経済農学、農業工学およびその関連分野
大 区 分 B	中区分11：代数学、幾何学およびその関連分野	大 区 分 G	中区分42：獣医学、畜産学およびその関連分野	
	中区分12：解析学、応用数学およびその関連分野		中区分43：分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	
	中区分13：物性物理学およびその関連分野		中区分44：細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	
	中区分14：プラズマ学およびその関連分野	大 区 分 H	中区分45：個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	
	中区分15：素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野		中区分46：神経科学およびその関連分野	
	中区分16：天文学およびその関連分野		中区分47：薬学およびその関連分野	
	中区分17：地球惑星科学およびその関連分野		中区分48：生体の構造と機能およびその関連分野	
大 区 分 C	中区分18：材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野	大 区 分 I	中区分49：病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野	
	中区分19：流体力学、熱工学およびその関連分野		中区分50：腫瘍学およびその関連分野	
	中区分20：機械力学、ロボティクスおよびその関連分野		中区分51：ブレインサイエンスおよびその関連分野	
	中区分21：電気電子工学およびその関連分野		中区分52：内科学一般およびその関連分野	
	中区分22：土木工学およびその関連分野		中区分53：器官システム内科学およびその関連分野	
	中区分23：建築学およびその関連分野		中区分54：生体情報内科学およびその関連分野	
中区分24：航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野	中区分55：恒常性維持器官の外科学およびその関連分野			
中区分25：社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野	中区分56：生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野			
大 区 分 D	中区分26：材料工学およびその関連分野		中区分57：口腔科学およびその関連分野	
	中区分27：化学工学およびその関連分野		中区分58：社会医学、看護学およびその関連分野	
	中区分28：ナノマイクロ科学およびその関連分野	中区分59：スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野		
	中区分29：応用物理物性およびその関連分野	中区分90：人間工学およびその関連分野		
	中区分30：応用物理工学およびその関連分野	大 区 分 J	中区分60：情報科学、情報工学およびその関連分野	
中区分31：原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野	中区分61：人間情報学およびその関連分野			
中区分90：人間工学およびその関連分野	中区分62：応用情報学およびその関連分野			
	中区分63：環境解析評価およびその関連分野			
		大 区 分 K	中区分64：環境保全対策およびその関連分野	

出所) 科学技術・学術審議会 (2016) より作成

とはいえ、審査の区分を構成するための基礎単位としてのまとまりは学術であり、この学術の規模によって分野が分離されたり、束ねられたりすることになる。

ふり返ってみると、この学術研究の門番となっている科学研究費の審査委員会の構成は、昭和42年度までは「旧東京帝国大学の学部構成そのままに、第1部（文学）から始まって第7部（医学）までの7部構成（文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学）で、これは当時の日本学術会議の部会構成と全く同じであり、120人程度の審査委員から構成されていた」（科学技術・学術審議会学術分科会2017, 67頁）とされており、旧帝国大学に存在しなかった後発学問にとってはその適切な位置づけの確保は、学問の制度化という観点からも大きな課題であったと言える。

それらの分野のいくつかの例として、特に新制発足とともに大学制度に参入した家政学や音楽学

など、新制直後に旧帝大系の研究大学に共通に学部組織として設置された教育学があり、近年の後発分野として ICT 領域や環境学があげられる。

1967年度以後、この審査体制の変更と分野等の逐次的改訂によって、心理学、教育学、社会学についても「文学」から分離され、教育学は2003年から分化・細目への位置づけがなされてきた。情報学や環境学は、伝統的な学問分野の枠外の総合系で、固有の分野として位置づけられてきたが、2016年の改訂において表2の大区分JならびにKの領域をそれぞれ占めることになった。これに対して自然科学系にかかるアイデンティティも有する家政学の位置づけは容易ではなく、このため平成29年度募集で最後に使われた細目表の段階でも、細目名称としての位置づけは得られていなかった。

2016年3月に公表された日本学術振興会(2016)をもとに、4月からほぼ1ヶ月のパブリックコメント期間が設定され、1,600以上の意見が寄せられ、最終的にそれらを日本学術振興会・学術システム研究センターでの検討を経て、同年12月の区分表決定(科学技術・学術審議会2016)に至っている。家政学についても多くの意見を踏まえて、中区分「社会学及び関連分野」に、小区分として「家政学および生活科学関連」として家政学の名称の位置づけを得ている。なお、音楽学は、古来自由七科から存在する伝統的領域といってもよいが、日本で科研審査区分小区分までの位置づけには至っていない。もちろん、「審査区分」として成立するためには一定の審査課題が申請されることが前提であり、日本学術振興会の「区分」はそうした意味で、この分類が学術の分類ではなく、審査の都合上の区分と強調しているのである。

4-2. 日本学術会議の部会構成と分野別参照基準

中教審(2018)では、「教育の質保証システムの確立」の課題について、「分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する」(中教審2018, 33頁)と言及している。

ここでは、日本学術会議の分野別委員会構造に原則対応した分野別参照基準が作成されている。日本学術会議は、「我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関」とされ、分野別委員会として「人文・社会科学、生命科学、理学・工学のすべての領域を表3のように、30の学術分野に分割し、それぞれの分野の様々な問題を審議」する組織である。

2008年に日本学術会議は、文部科学省から「大学教育に関する分野別質保証のあり方」についての審議依頼を受け、2010年に『大学教育の分野別質保証の在り方について』の回答を行うとともに、専門分野ごとに順次「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準(以下、分野別参照基準と略)」について策定し、現在、31の分野で公表、3分野で検討中となっている。分野別委員会を基礎としながらも、「サービス学」など直接対応する分野別委員会がない教育分野(上述の日本学術振興会の分野構成と同様の課題)でも、特別に委員会を組織し、あるいは複数の分野別委員会が合同するなどしてこれに取り組んでいる。まだ業務が進行中であるため、その方向性を結論す

表3 日本学術会議の分野別委員会構成

言語・文学委員会	哲学委員会	心理学・教育学委員会	社会学委員会
史学委員会	地域研究委員会	法学委員会	政治学委員会
経済学委員会	経営学委員会	基礎生物学委員会	統合生物学委員会
農学委員会	食料科学委員会	基礎医学委員会	臨床医学委員会
健康・生活科学委員会	歯学委員会	薬学委員会	環境学委員会
数理学委員会	物理学委員会	地球惑星科学委員会	情報学委員会
化学委員会	総合工学委員会	機械工学委員会	電気電子工学委員会
土木工学・建築学委員会	材料工学委員会		

ることは困難であるが、歴史的な学問体系のなかの多くはこの日本学術会議で分野別参照基準として取り上げることに困難を伴うようにも見える。すなわち、学士学位の分類として音楽関係を含めた芸術（大分類）が存在しているけれども、日本学術会議の分野別委員会には対応するものがないように見える。また、「家政学」は、日本学術振興会では人文・社会科学系大区分の社会学及び関連分野に位置づけられるが、日本学術会議では第二部（生命科学）の健康・生活科学委員会に属するなど、あらたに形成される学術領域の位置づけの困難も読みとれる。

また「サービス学」の分野別参照基準は策定されているものの、産業としてのサービスであり、後述の国際標準教育訓練分類（ISCED-F2013）の職業としての「サービス学」をカバーするものではなく、「大学学士」という限定的な取組がなされている。文部科学省の依頼が「大学教育における質保証」であるため、「短期大学士」「準学士」「専門士」などの非大学型学位・資格については、学術会議の今後の検討の関心範囲に入るかどうかが不明である。

また、職業的なプロフィールをどのように考慮するかという点では、この間、日本学術会議のなかでは、分野別参照基準の検討のために、分野横断的な「教育と職業の関係」に関する分科会を設けて検討している。ただし、結論的に分野別参照基準に反映されているのは、経済産業省の示す「社会人基礎力」が標準的に各分野での参照基準検討において参考例示するにとどまっている。

5. 国際標準分類から日本の教育訓練分類へ

5-1. 国際標準分類にみる教育と訓練の分野分類とその改訂

第三段階教育で現在用いられている個別の学校種ごとに設定された教育訓練の分類は、国際的な通用性の観点から統合されていくことが望ましい。ここでモデルとなるのは、UNESCOの国際教育標準分類（ISCED）であり、教育プログラムのレベルが、教育の志向性と到達レベル、学習のボリュームによってタテに分類される2011年改訂の教育標準分類（ISCED2011）を踏まえて、同一レベル内でのプログラムの専門分野のヨコの分類としてISCED-F2013（ISCED教育訓練分野分類2013

教育と訓練をめぐる専門分野分類再考

と称する)が策定されており、適切な参照基準となろう。

このISCED教育訓練分野分類2013は、それ以前の国際標準教育分類(ISCED1997)の教育分野分類を踏まえて、欧州連合で独自に開発した教育訓練分野分類(EU-CEDEFOP分類)の試行経験を

表4 国際標準教育訓練分野分類(ISCED-F2013)

大分類		中分類		小分類	
1	00 一般教育プログラム・資格	1	001 基礎プログラム・資格	1	0011 基礎プログラム・資格
		2	002 読み書き計算	2	0021 読み書き計算
		3	003 個人的スキルおよび自己啓発	3	0031 個人的スキルおよび自己啓発
2	01 教育	4	011 教育	4	0111 教育科学
				5	0112 就学前児童教師の養成
				6	0113 専門科目がない教員の養成
				7	0114 専門科目がある教員の養成
3	02 芸術・人文科学	5	021 芸術	8	0211 視聴覚技術・メディア制作
				9	0212 ファッション・室内装飾・工業デザイン
				10	0213 美術
				11	0214 工芸
				12	0215 音楽・舞台芸術
		6	022 人文科学(言語を除く)	13	0221 宗教・神学
				14	0222 歴史・考古学
7	023 言語	15	0223 哲学・倫理学	16	0231 言語習得
				17	0232 文学・言語学
4	03 社会科学・ジャーナリズム・情報	8	031 社会科学・行動科学	18	0311 経済学
				19	0312 政治科学・公民
		9	032 ジャーナリズム・情報	20	0313 心理学
21	0314 社会学・文化研究				
5	04 ビジネス・経営・法律	10	041 ビジネス・経営	22	0321 ジャーナリズム・報道
				23	0322 図書館学・情報・古文書研究
				24	0411 会計学・税務
				25	0412 金融・銀行・保険
				26	0413 管理・経営
				27	0414 マーケティング・広告
		11	042 法律	28	0415 秘書・事務
29	0416 卸売業・小売業				
6	05 自然科学・数学・統計学	12	051 生物学および関連科学	30	0417 職業スキル
				31	0421 法律
		13	052 環境	32	0511 生物学
				33	0512 生化学
		14	053 物理科学	34	0521 環境科学
35	0522 自然環境・野生生物				
15	054 数学・統計学	36	0531 化学		
		37	0532 地球科学		
				38	0533 物理学
				39	0541 数学
				40	0542 統計学

吉 本 圭 一

7	06 情報通信技術 (ICT)	16	061 情報通信技術 (ICT)	41	0611 コンピュータの使用
				42	0612 データベースとネットワークの設計および管理
				43	0613 ソフトウェアとアプリケーションの開発および分析
8	07 工学・製造・建設	17	071 工学・工業	44	0711 化学工学および工程
				45	0712 環境保護技術
				46	0713 電力・エネルギー
				47	0714 電子工学・自動化
				48	0715 機械・金属業
				49	0716 自動車・船舶・航空機
		18	072 製造・加工	50	0721 食品加工
				51	0722 材料 (ガラス・紙・プラスチック・木材)
				52	0723 テキスタイル (服・靴・皮革)
19	073 建築・建設	53	0724 鉱業・採掘		
		54	0731 建築学・都市計画		
55	0732 建築技術・土木工学				
9	08 農学・林学・水産学・獣医学	20	081 農学	56	0811 作物および家畜の生産
				57	0812 園芸
		21	082 林学	58	0821 林学
				59	0831 水産学
				60	0841 獣医学
10	09 健康・福祉	24	091 健康	61	0911 歯学
				62	0912 医学
				63	0913 看護学・助産学
				64	0914 医療診断・治療技術
				65	0915 セラピーおよびリハビリテーション
				66	0916 薬学
				67	0917 伝統・代替医療およびセラピー
		25	092 福祉	68	0921 高齢者・成人障害者介護
				69	0922 保育および青少年サービス
				70	0923 ソーシャルワークおよびカウンセリング
11	10 サービス	26	101 個人的サービス	71	1011 家事サービス
				72	1012 理容・美容
				73	1013 ホテル・レストラン・仕出し
				74	1014 スポーツ
				75	1015 旅行・観光・レジャー
		27	102 衛生および労働衛生サービス	76	1021 地域公衆衛生
				77	1022 職業安全衛生
		28	103 保安サービス	78	1031 軍事・防衛
				79	1032 人と財産の保護
		29	104 輸送サービス	80	1041 輸送サービス

上表の小分類に加え、「0」、「8」、「9」を使用できる

「8」は中分類と小分類のレベルで、分野横断型および広範なプログラム・資格を、所定学習時間の過半数が使われる大分類に分類するときに使用する (例えば0288「芸術・人文科学が関連する分野横断型プログラム・資格」)

「0」はその分類に関し、分類階層の上位分類 (大分類または中分類) の説明よりも詳しい情報が得られないときに使用する。

「9」は掲載された小分類のいずれにも適合しないプログラム・資格を分類するときに小分類レベルで使用する。

「9999」、「999」、「99」はデータ収集、特に調査の結果として分類が不明な場合に使用できる。

注) UNESCO Institute for Statistics (2014) をもとに東京都専修学校各種学校協会の調査研究事業において翻訳したものをもとに加筆修正

踏まえて、2011年の国際標準教育分類の改訂に合わせて検討されたものである。

国際標準教育訓練分野分類（ISCED-F2013）では、初等教育から第三段階教育まですべてを、「一般教育プログラム・資格」、「教育」、「人文科学・芸術」、「社会科学・ジャーナリズム・情報」、「ビジネス・経営・法律」、「自然科学・数学・統計学」、「工学・製造・建設」、「農学・林学・水産学・獣医学」、「健康・福祉」、「サービス」の11の教育専門分野が用意されている。なお、日本の学校基本調査の分類と大きく異なる点として、「人文科学」と「芸術」が一つの分類に収められている点、「ICT」の独立、「社会科学」における「ビジネス」系の分離などが注目される。

5-2. 日本の学校基本調査の専門分野分類の国際通用性ある分類への改訂の試行

これまでの検討から、教育プログラムについての専門分野の分類としては、日本において、学校設置審査に係る専門分野の分類、学校種ごとの教育プログラムの専門的特色に応じた分類、学問研究の系統の分類など、それぞれの目的に応じたものが用いられている。教育と学術、人材養成はもともと相互に関連するものであるが、吉本編（2016）では、学校基本調査が用いる教育訓練分類を基本に据え、セクター間の相互比較可能性を考慮した分類再編成の方向について、試行的な検討を行っている。異なる学校種が類似する人材養成に取り組んでおり、学校種間での競合や代替の実態を比較分析するためにも、大学・短大・専門学校・高専の専門分野の統合的な分類を試行したものである。

日本の学校基本調査で用いられる専門分野は、新規の教育プログラムについては、既存の大分類等のなかで最小単位として新規追加される形でほぼ毎年のように分類は改訂されているが、他方で大分類構造は動かさないことで統計分類の一貫性を保とうとしてきた。しかし、セクターごとに固有の分類があり、しかもその大分類は長い間改変されていないことになる。学問研究の、新しい学科や教育プログラムが追加されると、それはまず既存の分類のどこかに追加されることを原則とし、また既存の分類への組み入れが困難であれば、「その他」の分類のなかに、いわば残余カテゴリーとして追加されていく。複数の学問分野を総合する、ないし越境する「学際」分野などが登場すると、その実態は既存の分類では把握できず、「その他」分野が拡大していくことになる。2018年の大学学部入学者の9.2%は「その他」の分野に学ぶことになっている（学校基本調査報告書）。また、専門学校の専門分野分類では、「その他」の分野がないため、新たな人材養成ニーズに対応する新規プログラムの位置づけ方において困難を有している。

日本の教育機関の分野分類については、4つの学校種の分野分類を統合していくことが今後の課題であり、学位等の国際通用性や、より直裁には東京規約への対応を考慮して必要となる。そこで、本稿での示す以下の試行では、九州大学「高等教育と学位・資格研究会」および第三段階教育研究センターにおいて策定している「EQ教育訓練分野分類」を提示しておくことにする。上述の国際標準教育訓練分野分類（ISCED-F2013）の基礎となったEU-CEDEFOPの教育訓練分野分類が参照され、日本の分類との整合性に困難を生じる「家政」という欧州にない分類を追加して構成されている。これは、科研費課題（JSPS21243044）の研究成果の一部として、また、カリキュラム調査、

表5 欧州教育訓練分野分類（EU-CEDEFOP）と日本のEQ教育訓練分野分類との対応表

EQ大分類	CEDEFOP (Broad fields)
0 普通・一般教育プログラム	0 General Programmes
1 人文学、芸術、デザイン	2 Humanities and Arts
2 社会科学、ビジネス、法律	3 Social sciences, Business and Law
3 教育・社会福祉	1 Education
4 生命科学、理学、コンピュータ	4 Science
5 工学、建築、環境	5 Engineering, Manufacturing and Construction
6 農業、農学、食品化学、食品製造、獣医・畜産	6 Agriculture
7 医療・保健	7 Health and Welfare
8 家政学・服飾	—
9 サービス	8 Services
10 その他	9 Not known/unspecified

出所) 吉本編 (2016) 8頁より引用

教員調査、卒業生調査などの実証的な調査で用いる項目分類上の必要から取りまとめられている(吉本2016)。

ここでは、初等教育から第三段階教育まですべてを、ISCED1997およびEU・CEDEFOP教育訓練分類に対応させて、また4学校種の分野分類が包含できる分類として、「0 普通・一般教育プログラム」「1 人文学、芸術、デザイン」「2 社会科学、ビジネス、法律」「3 教育・社会福祉」「4 生命科学、理学、コンピュータ」「5 工学、建築、環境」「6 農業、農学、食品化学、食品製造、獣医・畜産」「7 医療・保健」「8 家政学・服飾」「9 サービス」「10 その他」の11の分野に分類している。表5は、日本のEQ教育訓練分野分類と欧州の教育訓練分野分類との大分類レベルでの対応表である。

大分類の順序については、日本の学校基本調査の大学版の専門分野分類の順序に符合させながら並べ替えを行っている。EQ分類では大分類名称も欧州版を参考にしながら、特徴的な小分類を組み込んでいるものは大分類でも名称上の工夫を行っている(例えば、欧州における工学・製造・建築の分野に相当する分野として、EQ分類では工学・建築・環境としている)。また、日本版の「家政学・服飾」は、欧州版教育訓練分野分類では大分類上の対応はなく、サービスなどの複数の大分類に分かれて入っているものであるが、他の大分類に明確に位置づけにくい固有の分野を構成しているとみられるものをこの「家政学・服飾」の大分類に残している。

6. まとめと考察

本稿では、教育と訓練の適切な分野分類の構造とは何か、関連する学術分野の動向、国際的な分野分類の展開を検討した。教育は、人材の養成のための制度であり、そのための知識や技能の修得のための基礎となる体系として学術ディシプリンがあり、他方、それぞれの人材の活躍する産業や職業の現場の文脈で必要とされる知識や技能等がある。とりわけ、大学をはじめとする第

三段階教育（tertiary education）の段階では、＜学術＞の構造に応じた知識・技能の体系的な教授学習を進めるとともに、修了後の人材としての＜養成、教育訓練＞による職業的コンピテンシー形成が重視される。つまり両側面の関連が重要であり、このため、適切な相互参照による分野の分類と各分野の確立が必要とされる。

中教審（2018）「高等教育のグランドデザイン」においては、教育プログラムや学位・資格を「学問の本質」に沿って、また国際的に通用性をもつよう整備する課題を提示している。本稿では、関連する分野分類構造として、一方の教育の分類では、学位の種類と分野、学部名称など、他方の学術の分類として、科研費にかかる分類構造や日本学術会議の構造などの展開を検討した。その結果、それらが相互に適切に対応づけにくい現状があることが明らかになった。特に、学位の専攻分野名称、学部名称は、いずれも1991年の大学設置基準等の大綱化の前後で動向が一変している。大綱化以前の大学設置基準の標準モデルへの強い規制が解かれることで、各教育機関が相互に他との差異化を求めて、学位名称や学部名称を多様化していき、今日なおその方向性は加速している。中教審等の各種の審議会の警鐘や国への政策的課題提起にもかかわらず、専門性の分野構造の見直しなどなされないまま、学位の種類が多様化が進んだのである。

教育は、適切な共通性と個別性が求められる、その意味で教育の「公共財」としての性格をもつが、第三段階教育においてなおそれが求められるであろう。しかし、大学設置基準の大綱化等は、第三段階教育の拡大と多様な展開のただ中に提起された。これが果たして大綱化として意図されたデザインの成果であるのかどうか、今後の検討を待つほかないが、従来有していた「公共財」的規範モデルは教育の世界では、これを境にほとんど考慮されなくなったともみられる。

他方の学術の構造については、新制発足当時の旧制帝国大学を起源とする枠組みが長く規範的なモデルとしてあり、それに後発分野等を徐々に認知、追加していく構造がみられた。もともと旧帝大中心モデルが、そうした学術研究機関所属研究者を中心にしながら、しかし、学問の自立の理念に沿って自律に緩やかな構造の見直しや改訂を進めているとみられる。ただし、これらの学術界が、「学問の本質」として、今日の学位や教育の構造の多様化に対する見直しに十分寄与していけるのかどうか、今後の動向を注目するほかないだろう。

こうした日本的動向の外側では、国際的な教育標準分類が、学術性と職業性を組み合わせたモデルの提示・改訂を進めている。反面で、日本の教育統計、学位規則などの分類構造の硬直性が、ますます明らかになってきている。OECD（2009）の「日本の第三段階教育プログラムの舵取りのない多様化」が、今後どこに、どのように進行していくのか注目される場所である。いま、多様化を収斂させるインセンティブがどこにあるのか、東京規約などの国際通用性への要請（実質的な相違のないことにもとづく国際的な相互認証）が、国内的な改革への契機としてひとつの重要な要素となる可能性もあり、これら今後の動向分析の必要があろう。

【付記】

本稿は、日本学術振興会・学術システム研究センター「平成27年度学術研究動向等にかかる調

査研究」として受託した、吉本圭一「教育社会学分野における学術動向－教育と訓練に関する国際標準分類と国際的枠組みの展開」の調査報告 (https://www.jsps.go.jp/j-center/data/h27/02social_science.pdf) を基礎として、今日的動向を分析して作成したものである。

【参考文献】

- 阿部謹也 (1997) 『「教養」とは何か』講談社現代新書
- 阿部謹也 (2001) 『学問と「世間」』岩波新書
- 中央教育審議会 (2008) 「学士課程教育の構築に向けて (答申)」
- 中央教育審議会 (2018) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」
- マイケル・ギボンズ編著・小林信一監訳 (1997) 『現代社会と知の創造——モード論とは何か』丸善
- 科学技術・学術審議会 学術分科会 (2014) 『わが国の学術研究の進行と科研費改革について (第7期研究費部会における審議の報告) (中間まとめ)』
- 科学技術・学術審議会 学術分科会 (2016) 『科学研究費助成事業「審査区分表」の決定について』
- 木本尚美 (2005) 「わが国における家政学の制度化過程——学問的發展の特徴——」『高等教育研究』第8集, 日本高等教育学会, 205-224頁
- 文部科学省 (2003) 「文部科学省告示第39号 学位の種類及び分野の変更等に関する基準」
- 中山茂 (1974) 『歴史としての学問』中央公論社
- 日本学術会議 (2010) 『大学教育の分野別質保証の在り方について (回答)』
- 日本学術会議大学教育分野別質保証委員会 (2014) 『学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について (報告)』
- 日本学術振興会 (2016) 『科学研究費助成事業 (科研費) 審査システム改革2018 (報告)』
- OECD 編／森利枝訳 (2009) 『日本の大学改革——OECD 高等教育政策レビュー』明石書店
- Ulrich Teichler (2008) “The End of Alternatives to Universities or New Opportunities?”, in J. S. Taylor et al. (eds.), “Non-University Higher Education in Europe”, Dordrecht: Springer 2008, pp. 1-13
- UNESCO Institute for Statistics (2014) “ISCED Fields of Education and Training 2013 (ISCED-F 2013)” (<https://eqe.ge/res/docs/228085e.pdf> 2019年2月18日取得)
- 山田圭一 (1995) 「科学研究のライフサイクル」『研究 技術 計画』vol.10, No.3/4, 147-151頁
- 山田圭一・塚原修一編著 (1986) 『科学研究のライフサイクル』東京大学出版会
- 吉本圭一 (2002) 「現代大学における職業教育目標の探究」, 九州大学大学院教育学研究紀要, 第4号, 83-101頁
- 吉本圭一 (2016) 「第三段階教育における職業教育をめぐる専門分野分類と研究課題」, 吉本圭一編『第三段階教育における職業教育のケーススタディ』九州大学第三段階教育研究センター, ワーキングペーパーシリーズ No.2, 1-18頁
- 吉本圭一編 (2018) 『職業資格・高等教育資格枠組みを通じたグローバルな専門人材養成のためのコ

教育と訓練をめぐる専門分野分類再考

ンソーシウム ― 職業教育における学修成果とコンピテンシーをめぐる分野別アプローチ ―』
平成29年度専修学校による地域産業中核的人材養成事業成果報告書 vol.18, 九州大学第三段階
教育研究センター

吉本圭一編 (2019) 『分野別学修成果可視化と国際的分野間横断体系化による職業実践専門課程の質
保証・向上』平成30年度専修学校による地域産業中核的人材養成事業成果報告書 vol.19, 九州
大学第三段階教育研究センター

Academic and Vocational aspects of the Field Classification of Tertiary Education in Japan

Keiichi YOSHIMOTO

The purpose of this paper is to grasp the changing processes of development of types and fields of undergraduate degrees and titles of school and the structure of academic research pertaining international recognition of qualifications, which has been considered as one of medium- and long-term issues of current tertiary education in Japan. Then it is also intended to investigate whether these findings correspond with international standards or not. Having gone through these considerations, the importance of human resources development and technical and vocational education was confirmed and the possibilities of integrated education and training with international recognition and the direction of quality assurance were examined. As the results, the classifications of academics, industries and occupations and education and training were inter-correlating. At the stage of tertiary including universities, not only systematic teaching/learning based on the classification of academics but also the formation of competencies for success after graduation formulated through training and education are emphasised. In other words, the relevance on two sides is highlighted and the establishment of field classifications and each field itself through appropriate cross references is encouraged.

The improvement of educational programmes and qualification with international recognition is regarded a major issue. Although, in Japan, types, fields and title of degrees in the system of field classifications had been improved quite differently before and after the deregulation of the Standards for the Establishment of Universities in 1991. The approval process that had been regulated strongly by following the traditional concepts of research university, was mitigated drastically by the deregulation of the Standards. As a consequence, the expansion and the diversification of educational programmes has emerged without the margin for expected governments' steering role for the public goods.